

## 貨物自動車運送適正化事業対策協議会について

### 1 設置

平成2年12月（従前は年1回開催→平成15年度から年2回開催を目途）

### 2 目的

貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「実施機関」という。）の在り方、事業活動方針の策定、その他貨物自動車運送適正化事業に関する基本方針について協議し、貨物自動車に関する秩序の確立に資すること。

（当協議会は、貨物自動車運送事業法の施行に当たり参議院運輸委員会の附帯決議14項に基づき設置されたもの。）

### 3 構成

学識経験者、マスコミ関係者、荷主関係者、一般消費者、労働組合関係者、トラック事業者関係者、国土交通省職員

\* 構成員として、荷主関係者、一般消費者、マスコミ関係者が第14回（H15.2.28）より加わる。

#### ● 実施機関（貨物自動車運送事業法第38～45条関係）

- ・ 民間団体による法令遵守活動により、トラック運送事業の秩序の確立を図り、もって健全なトラック運送事業の発展を図ることを目的
- ・ 実施機関は、国土交通大臣が民間団体（公益法人）の申請に基づき指定  
全国実施機関：（公社）全日本トラック協会  
地方実施機関：47都道府県トラック協会

#### <全国実施機関の業務>

- ・ 地方適正化事業の基本的な方針の策定
- ・ 地方適正化事業の連絡調整、指導
- ・ 地方実施機関の職員に対する研修
- ・ 全国規模での広報啓発活動

#### <地方実施機関の業務>

- ・ トラック事業者に対する巡回による法令遵守等の指導
- ・ 無許可運送防止、過積載運送防止などの広報啓発活動
- ・ 利用者等からの苦情処理
- ・ 街頭での交通安全指導など国土交通省への協力

<参考>

## 貨物自動車運送事業法案に対する附帯決議

(参議院運輸委員会平成元年12月12日)

政府は、本法施行に当たり、関係者に本法の趣旨、目的を周知徹底させるとともに、次の事項につき、万全の措置を講ずべきである。

- 14 貨物自動車運送適正化事業実施機関の在り方及び事業活動指針の策定について協議するため、関係行政機関、貨物自動車運送事業者団体、関係労働団体及び学識経験者からなる委員会を設置すること。